

住民票の手続きQ&A

Q 住民票はどうやって移すの？

住民票の手続きは簡単です！



- 「マイナンバーカード」を持っている人は、引っ越し前の市区町村に「転出届」をマイナポータルを通じてオンラインにより、又は郵送により提出することで、転出証明書の発行なしで、引っ越し後の市区町村にのみ出向いて転入手続きをすることが可能です。
- 転入届は、転入した日から14日以内に提出してください。
- 引っ越しをした際には「マイナンバーカード」の記載事項の変更が必要ですので、転入届提出時にマイナンバーカードもお持ちください。
- 正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。

Q 選挙の投票はどうなるの？

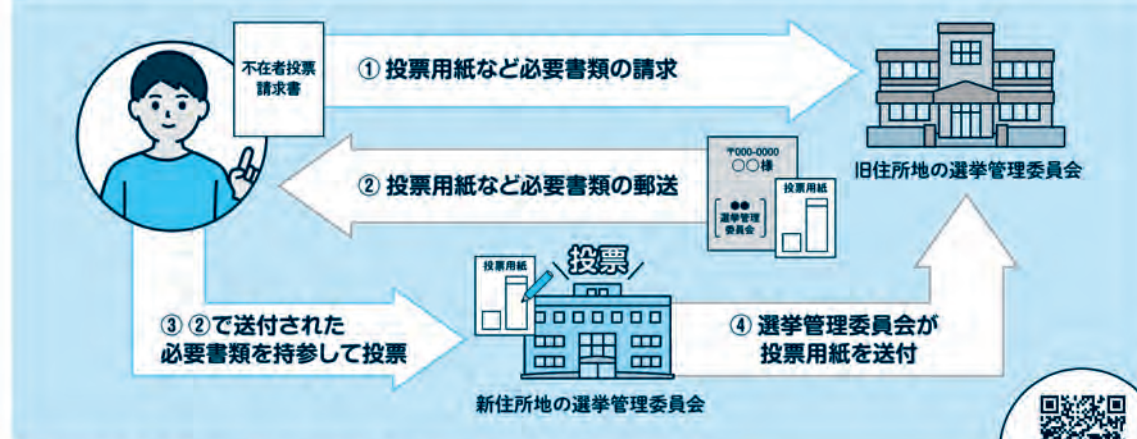
住民票を移してから3ヶ月経過したら、引っ越し後の新しい住所地で投票できます。

- 選挙人名簿の登録基準日において3ヶ月経過している必要があります。

もし、3ヶ月経過する前に選挙があった場合は、引っ越し前の住所地で投票できます。

- 引っ越し前の住所地で投票するためには、引っ越し前の住所地に3ヶ月以上住んでいた必要があります。
- 地方選挙では、当該選挙が行われる区域内で住所移転した場合に限られます。

選挙の日引っ越し前の住所地に行けない場合は、不在者投票ができます。



- 不在者投票は、仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所地以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票を行うことができる制度です。
- 投票用紙などの郵送に時間がかかる場合がありますので、お早めの手続きをお願いします。



詳細はこちら

Q 地元の成人式に出られる？

住民票を移した後も、ほとんどの市区町村で、地元の「成人式」に参加できます。

- 成人式の案内状送付先の変更など、事前に手続きが必要な市区町村もあります。成人式の時期、場所など詳しくは地元の市区町村にお問い合わせください。

※総務省からの提供資料

※詳しくはお近くの市区町村にお問い合わせください。